東京地方裁判所 民事第20部 合議D係 御中

令和5年(フ)第1000号 破産者株式会社チェンジ・ザ・ワールド

# 破産管財人報告書(5)

令和7年2月27日 破産管財人 野 田 聖 子

## 第1 令和6年10月26日以降の破産管財業務の概要

### 1 破産財団の状況

現在の破産財団の状況は、財産目録及び収支計算書記載のとおりであり、中間配当の実施後である令和7年2月27日現在の破産財団の残高は4億1684万7328円である。

当職において、令和6年10月26日以降に行った管財業務のうち、 主なものは以下のとおりである(以下、当職作成令和6年10月25日付 「破産管財人報告書(4)」にて報告した内容を「前回報告」という)。

#### 2 中間配当の実施

当職は、破産財団に属する財産の換価業務等が完了するまで、なお一定の期間が見込まれる状況にあることから、破産債権者に対する中間配当を実施することが適当と判断し、令和6年12月20日に貴庁の許可を得た。

その上で、当職は、破産法に定める配当通知等の必要手続を履践し、令和7年2月4日、合計8億9033万9698円を配当原資として、優先的破産債権である公租公課(配当率100%)及び一般破産債権(配当率25%)の中間配当を行った。

## 3 各発電事業の譲渡の実行等

当職は、承継先との間で令和5年11月6日付け事業譲渡契約(以下「本

件事業譲渡契約」という)を締結し、これに基づき、前回報告時までに合計91件の太陽光発電所に係る事業譲渡を実行し、譲渡代金(内金含む)として合計5億9677万0761円(税込額)を破産財団に組み入れていた。

残る譲渡実行未了の太陽光発電所(31件)は、いずれも農地の上に設置されている営農型発電所であったため、事業譲渡を実行するためには、承継先において、対象となる発電所の所在地を管轄する農業委員会から農地法上の許可を得る必要があったところ、各農業委員会での審議を経て、昨年末までに上記31件全てについて、各農業委員会の許可が下りた。

これを踏まえて、当職は、本件事業譲渡契約に基づき、残る31件の太陽 光発電所の事業譲渡を実行し、承継先から譲渡代金(既払金除く)として合 計2億0028万9039円(税込額、以下「残代金」という)の支払いを 受け、これを破産財団に組み入れた(但し、残代金は、中間配当の許可後に 回収しているため、上記2の中間配当の配当原資には含まれていない)。こ れによって、破産手続開始決定時点で破産者が所有していた全ての発電所に かかる事業の譲渡・換価が完了した。

なお、今後、当職は承継先との間で、本件事業譲渡契約に定める基準日に 応じて、売主である破産財団と買主である承継先に帰属する各譲渡対象事業 に関する損益(売電収入や発電経費等)の精算を行う必要がある。

### 4 訴訟提起による債権回収

当職は、破産手続開始前に破産者が株式会社 makethe paradise との間で行った発電設備等の売買に関連し、同社を被告として、債務不履行責任に基づく合計1101万7689円の損害賠償請求訴訟を提起している。前回報告後に第一審訴訟(東京地方裁判所)の審理が結審し、令和7年3月13日に判決期日が指定されているが、今後、控訴審に係属する可能性もあり、現時点で訴訟の終結時期は未定である。

# 第2 第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

当職において、破産者の計算書類や各種資料を調査し、関係者にヒ

アリングする等して、役員による違法行為及び違法行為と相当因果関係のある破産者に生じた損害の有無等、第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無について、現在も調査継続中である。

## 第3 破産財団の概要(令和7年2月27日現在)

破産者	破産財団の現在残高
株式会社チェンジ・ザ・ワールド	4億1684万7328円

<sup>※</sup>財団収集額から管財業務に要した支出控除後の現在残高

# 第4 確定一般破産債権額(劣後的破産債権額及び約定劣後破産債権を含まない)(令和7年2月27日現在)

債権の種類	債権額
確定一般破産債権	33億5260万0289円

<sup>※</sup>未確定一般破産債権額4336万4619円及び額未定を含まない。

#### 第5 今後の破産手続の進行見込み

現時点で、中間配当が完了し、全ての発電事業の譲渡が完了したが、 承継先との間で当該事業譲渡に伴う売電収入や経費の精算処理が未了 であることから、今後、精算処理を進めることを予定している。

また、現在係属中の訴訟について、当職は、今後も訴訟を遂行し、損害 賠償請求権が認められた場合には債権の回収を進める必要があり、今後も、 経費を節約し、鋭意、破産財団の増殖に努める所存である。

なお、上記の各管財業務が完了するまでには、一定の期間を要する 見込みであるため、換価完了時期、最後配当の実施時期及び破産手続 の終結時期については未定である。

以上